

第 12 次一括法による地方自治法の一部改正について（情報提供）
【認可地縁団体関連】

今回の改正は、認可地縁団体（法人化している自治会町内会）に関するものであり、認可地縁団体以外の取扱いは変更ありません。

1 認可地縁団体の皆様をお願いしたいこと

認可地縁団体が総会開催の省略や、解散・合併などを検討される際は、区地域振興課に早めにご相談ください。

2 改正の内容（地方自治法の一部改正）

- (1) 書面又は電磁的方法による決議の規定の創設（令和 4 年 8 月 20 日施行）
- (2) 解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し（令和 4 年 8 月 20 日施行）
- (3) 認可地縁団体同士の合併の規定の創設（令和 5 年 4 月 1 日施行）

3 改正内容の詳細

(1) 書面又は電磁的方法による決議の規定の創設【P4 イメージ図参照】

(1) 本来であれば総会において決議すべき事項について総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うこととなります。なお、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。

※書面または電磁的方法による決議を行うことについて反対が一人でもいれば、通常どおり総会を開催する必要があります。

(2) 本来であれば総会における決議事項について構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法*による決議があったものとみなされます。

※その決議事項について全員が賛成でなければ可決することはできません。一人でも否決であれば、通常どおり総会を開催する必要があります。

*電磁的方法…電子メール、Web サイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

裏面あり

(2) 解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数が三回以上から一回に変更となりました。

(3) 認可地縁団体同士の合併の規定の創設

認可地縁団体は、総会の決議により同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになります。

※合併については、総務省令が公布され次第、改めて市ホームページにおいて詳細をお知らせいたします。

【参考 URL】 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/houjinka.html>

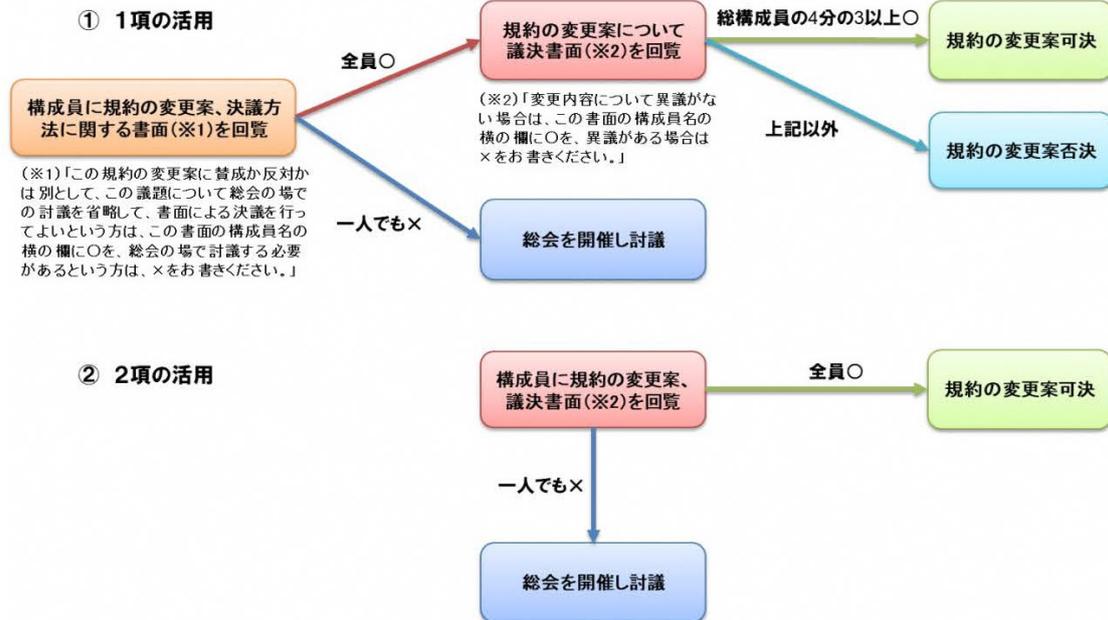
青葉区地域振興課地域活動係

担当：久保、平野

TEL 978-2291 FAX 978-2413

【参考】 総務省提供資料

- 認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合
(1項・2項ともに書面による決議を行う場合)



例えば、認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合（1項・2項ともに書面による決議を行う場合）、

① 1項を活用

- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「この規約の変更案に賛成するか反対するかは別として、この議題について総会の場での討議を省略して、書面による決議を行ってよいという方は、この書面の構成員名の横の欄に○を、総会の場で討議する必要があるという方は、×をお書きください。」という書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、次に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を回覧する。
- (b) 上記(1)について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。
- (3) (2) (a)の場合、回覧後、戻ってきた書面を見て、「規約の変更」に必要な決議要件（○が総構成員の4分の3以上）を満たせば、規約の変更案が可決されることになり、×が多く決議要件を満たさなければ、否決されることになる。

② 2項を活用

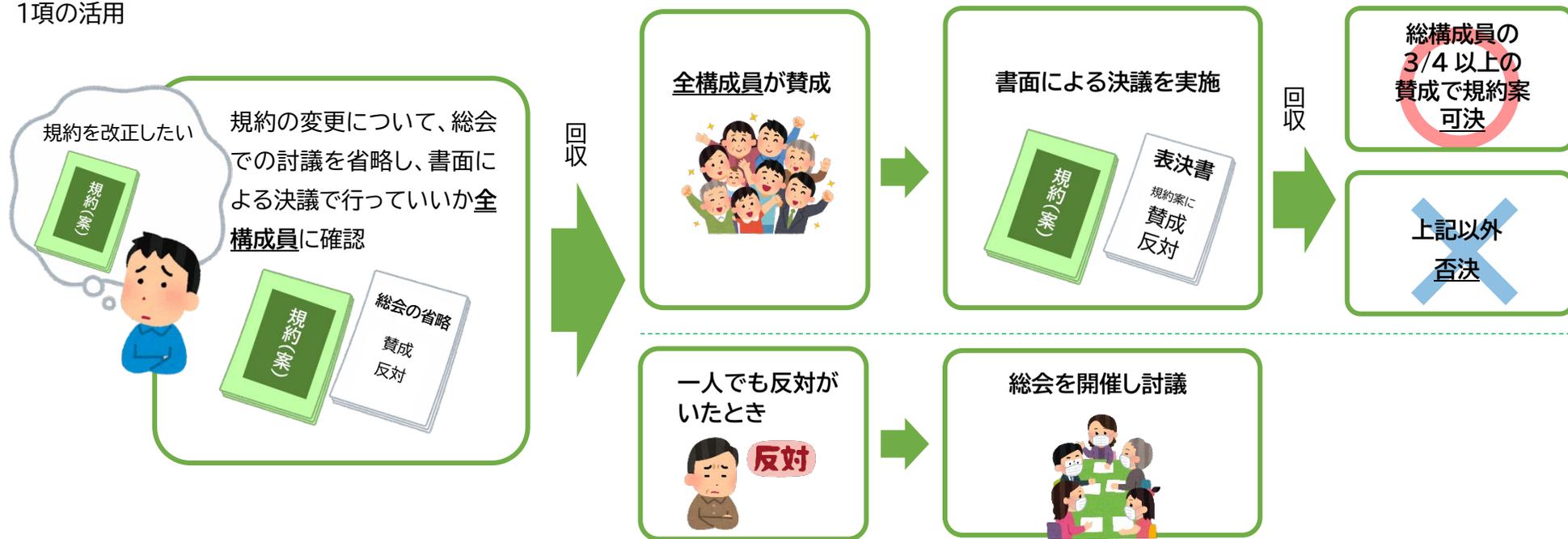
- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該議決書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、その時点で、規約の変更の決議があったものとなる。当然、次の総会において規約の変更が議題として扱われることはなく、他に総会の議題がなければ、総会は開催されないこととなる。
- (b) 上記(1)について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。

裏面あり

<イメージ図>

認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合(規約変更の議決要件が総構成員の 3/4 以上の場合)

1項の活用



2項の活用

